

令和8年度 朝日町「たのしい未来」町民プロジェクト 募集要項

1. 制度の目的

朝日町では、町民の皆様の「こんなことをやってみたい!」「町をこうしたい!」という自発的なチャレンジを応援する新しい取組を実施します。朝日町の「たのしい未来」づくりに繋がるプロジェクトを公募し、採択されたプロジェクトは実現への伴走のサポートをします。

2. 募集テーマ

「朝日町の『たのしい未来』につながる、新たなチャレンジ」

※以下のような、地域課題の解決や魅力向上につながる幅広いアイデアを募集します。

例：・子どもたちが放課後に集まれるイベントをしたい！

- ・夜のまちが楽しくなるナイトマルシェを開きたい
- ・朝日町の魅力をめぐる観光ツアーをつくりたい！
- ・朝日町の特産物を使ったお土産の開発をしてみたい
- ・いつでも安心して利用できるサードプレイスをつくりたい
- ・まちの伝統工芸を継承して商品化したい

3. 応募対象者

以下のいずれかに該当する方（年齢・職業は問いません。）

- ・ 朝日町に在住・在勤・在学している個人
- ・ 朝日町民が代表を務める団体（任意団体、NPO、企業など）

【注意事項（就業規則・校則等について）】

- ・ 会社員や学生等、所属機関がある個人の場合、本プロジェクトへの応募や活動の実施が、所属先の就業規則や校則等に抵触しないようご自身で事前に確認をお願いします。万が一、規則違反等により所属先との間でトラブルが生じた場合、朝日町は一切の責任を負いかねます。
- ・ 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体・暴力団、暴力団員、又は暴力団関係者に該当する者又は団体は対象外となります。

4. 対象とならない事業

以下のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- ・ 法令や公序良俗に反する事業

- 政治的、宗教的活動を目的とする事業
- 専ら特定の個人の利益、又は営利のみを目的とする事業
- 町や他団体から既に同種の補助金等の交付を受けている事業

5. 支援内容

- **A 枠（資金支援＋伴走支援）**：採択数 最大 1 プロジェクト
- **B 枠（伴走支援のみ）**：採択数 制限なし

※資金支援とは：最大 50 万円(税込)の範囲でプロジェクトの実現に向けてプロジェクト事業の対象経費を支援します。

※伴走支援とは：プロジェクトの実現に向けた事業計画のアドバイスや関係者の紹介などを指します。B 枠においては、最適な補助金調査や申請においてのサポートなども行います。

6. 対象経費（A 枠のみ）

資金支援の対象となる経費は、プロジェクトの実施に直接必要となる経費です。

- **対象外となる経費：**
 - 応募者自身及び団体構成員に対する人件費・飲食費
 - 汎用性が高く目的外使用が可能な備品（パソコン、タブレット、自動車等）の購入費
 - 領収書等によって支払いが証明できない経費
 - その他、社会通念上、町からの資金支援の対象として適当と認められない経費

7. 資金支援の支払方法（A 枠のみ）

資金支援は、原則として概算払い（前払い）での交付となります。事業終了後に実績報告書を提出いただき、実際に使用した経費の確定（精算）を行います。精算の結果、概算払いした金額に残額が生じた場合は、その分を返還していただきます。

8. スケジュール

- **募集期間**：2026 年 7 月 1 日（水）～ 8 月 31 日（月）23:59 送信分まで
- **制度説明会・相談会**：2026 年 7 月下旬（※詳細は別途ご案内します。）
（「アイデアはあるけれど企画書の書き方がわからない」という方向けの相談会です。）
- **審査期間**：2026 年 9 月中
- **採択結果発表**：2026 年 9 月下旬
- **プロジェクト実施期間**：採択決定後 ～ 2027 年 2 月末まで
- **事業経費精算**：2027 年 3 月

9. 審査・採択基準

ご提出いただいた企画書と面接に基づき、以下の3つの視点から総合的に審査します。

1. 「たのしい未来」との重なり（共感性）

朝日町が目指す「たのしい未来」と提案者の「やりたいこと」が重なっているか。

2. 実現可能性（計画性）

スケジュールや予算、実施体制に無理がなく、最後までやり遂げられる計画か。

3. 波及効果と継続性（発展性）

町全体に良い影響（たのしい未来）を広げていけるか。そのためにもプロジェクト実施期間終了後も活動が自走できる見込みがあるか。

10. 採択者の義務（報告等）

採択された方は、プロジェクトを円滑に進めるため、以下の報告等を適切に行っていただきます。

- **中間報告**：事業期間の中間地点（12月頃を予定）で、進捗状況の報告や担当者との面談を行っていただきます。
- **最終報告（実績報告）**：プロジェクト終了後、速やかに「事業実績報告書」及び「収支決算書（領収書の写し等を添付）」を提出していただきます。

11. その他の注意事項（※追加）

- **決定の取り消し・返還**：決定の取り消し・返還：申請内容に虚偽があった場合、事業を正当な理由なく中止した場合、対象外経費への流用等不適切な経理処理が発覚した場合、対象者の条件や応募条件を満たさなくなった場合や満たさないことが発覚した場合、一定期間連絡が取れない場合、その他朝日町においてプロジェクトの支援が不適切であると判断した場合は、採択の取り消しや支援資金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- **広報への協力**：採択されたプロジェクトの名称、代表者名、活動内容の概要、記録写真等は、町の広報誌やウェブサイト、SNS等で紹介させていただく場合があります。

12. 応募方法

応募フォームのURLにアクセスし、必要事項を入力の上、送信してください。

応募は原則応募フォームからのみとしますが、対応が難しい方は個別にご相談ください。

〈応募フォーム〉

<https://forms.gle/qjgC3u5cgQnhmh518>

13. お問い合わせ

朝日町役場 みんなで未来！課（みらい係）

TEL：0765-83-1100 FAX：0765-83-1109